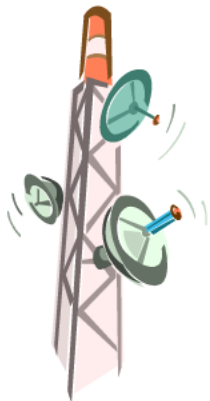


電波の有効利用の促進に向けた 検討課題への主要意見



2012年5月24日

KDDI株式会社

1. 新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方

1-(1) 新たなワイヤレスシステムの円滑な導入・普及のための方策

グローバル化

【提出意見】

ワイヤレスシステムの円滑な普及を加速させる方策には、機器の低廉化が期待できるグローバルスタンダードの採用が効果的と考えられ、このためには、無線設備の技術基準や認証の規律、さらには周波数の割当について、国際協調の観点で検討することが必要と考えます。



【意見の背景とねらい】

- 技術方式の統一のみでは不十分。
- 技術基準やその合致方法もグローバル化することが大切。
- そのためには、周波数の割当てが国際割当と整合していなければ難しい。

1. 新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方

1-(2) 電波利用環境を保護するための方策

受信機器の規律化
官民連携の改善

【提出意見】 漏洩電波による有害な混信を与えるおそれのある各種設備への考え方

技術基準のない受信専用機器については、使い方や施工方法を誤ると無線局よりも強力な電波を漏洩させることがあり、無線局に有害な混信を与える事例が発生しています。このようなケースは、テレビ等の放送用受信機器からの漏洩電波であることが多く、一般視聴者はその事実気付いていないことが殆どです。これらの原因として考えられることは、強制的な規格がないことや、適切な使い方、施工がなされていないためであり、これらを未然に防止する方策には、受信機器の使用や設置・施工方法に関する啓発活動の強化に加えて、配線等の施工方法をも含めたより実効的な基準づくりが課題と考えます。一方では、欧米で導入されているような、受信のみの機器であっても規格を制定し、これを満足しない製品は市場に流通できない規律の導入についても、検討されることを提案します。また、既に有害な混信を与えている実態を早期に改善する事後対策には、期間を定め集中的に対象機器を排除すること(正規品への置換、施工のやり直し等)が効果的であり、国による発生源の探索・連絡・調整体制の一層の強化、民間による対策を円滑に進めるための国による利用者への能動的な広報活動等について、早急に検討すべきと考えます。



【意見の背景とねらい】

- 将来の周波数再編を考慮した施策が重要、跡地利用者への無駄な負担を強いる結果に。
- 「受信のみ」の工事設計の規律がなかったことを改善しなければ、同じことが繰り返される。
- 諸外国の事例を参考にした今後の措置検討と、現状を早期改善するため集中的な官・民挙げての対応策と体制が急務。

1. 新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方

1-(2) 電波利用環境を保護するための方策

機能の民間委託

【提出意見】 技術基準への適合性が確認されないまま流通する無線設備への考え方

技術基準への適合性が確認されないまま流通する無線設備の利用は違法行為であるものの、他の無線設備へ有害な混信を与えない場合には、知られることのないまま運用されることとなります。

技術基準への適合性を確認した無線設備との公平性や電波利用環境の保護等の観点から、このような無線設備が広く流通することは防ぐべきであり、消費者や業界等からの相談、申告や指摘に基づく実態の調査等、きめ細やかな対応と成果が得られる体制づくりについて、検討すべきと考えます。

例えば、国によることが必須ではない事項(相談、実態調査、啓発活動、周知・広報等)については、電波利用料を財源として民間に委託することで、電波システム利用者にとってより身近で実効性のある体制とすることが期待できます。



【意見の背景とねらい】

- 見過ごされている違法・不法行為の健全化を電波利用者みんなで推進すべき。
- 総務省の現行の監視体制では限界、敷居が高い、気軽に相談したい等、があるのでは。
- 海外製品のネット販売、ジャンク品として小売店に陳列されている事実がある。
- より合理的な結果が見出せるのであれば、民間に委託する方法を検討してみてもどうか。

1. 新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方

1-(3) その他ワイヤレスシステムの規律に関する課題

免許単位の改善

【提出意見】

免許不要無線局の空中線電力の上限が1Wに緩和された現状において、携帯電話端末等、基地局からの制御によって電波の発射等が管理され、他の無線局に有害な混信を与えないことが担保されている無線局については免許不要とし、また、基地局等については包括的な免許形態の下で規律することについて検討すべきと考えます。



【意見の背景とねらい】

- 携帯電話端末の空中線電力は最大でも300mW程度となっており、干渉を防ぎ電波を有効利用するため、通常の電力は基地局からの制御によって、さらに低い状態で運用されている。
- 無線局免許の基本的な考え方(他の無線局に有害な混信を与えない要件)に基づけば、携帯電話のようにシステム全体で構築・運用されるものについては、現状の無線局種別毎の免許単位を見直すことで、総務省と免許人の双方の手続き効率化が期待できるのではないか。
- 無線局免許(電波法令)のベースは、船舶局と海岸局のように異種・個々の免許人による通信を前提に組み立てられてきており、携帯電話の無線局が最も多くなった現状においては、前例に捉われずに合理的な免許体系について検討することが必要ではないか。

2. 電波利用料の活用等によるワイヤレスシステムの 高度化・普及の促進方策

2-(1) ワイヤレスシステムの高度化・普及促進に係る施策への電波利用料の活用について

【提出意見】 防災、安全・安心等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進への支援

柔軟な支援策

防災、安全・安心等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進への支援を用途に加えることについては、電波利用共益費の性格を維持しつつ予算が肥大化しないよう用途の効率化を含めて検討すべきと考えます。

また、防災、安全・安心等の観点では、災害時のワイヤレスシステムの有効性が評価されており、自営系・公共系システムの電源インフラの整備に用途を拡大する場合には、災害時の電波有効利用を確保するためにも、他のワイヤレスシステムへの電力供給が可能な整備となるよう配慮を希望します。



【意見の背景とねらい】

- 電波利用料の性格は、電波利用共益費・受益者負担の考え方が前提である。
- 周波数再編や周波数共用条件の見直し等、電波有効利用が推進される共益施策への活用であることが基本であるべき。
- 災害時の電波有効利用の観点では、電波利用システム全体で情報伝達手段を確保することが教訓として認識、公共系システムの整備を支援する際には、特に電力設備の機能・性能について柔軟な考慮を願うもの。

2. 電波利用料の活用等によるワイヤレスシステムの 高度化・普及の促進方策

2-(1) ワイヤレスシステムの高度化・普及促進に係る施策への電波利用料の活用について

専門家任用

【提出意見】 基礎研究、実用化支援や国際標準化の一層の推進に向けた活動支援等

ICT分野における日本企業の国際競争力向上に繋がる活動支援に用途を広げることについては、予算が肥大化しないよう用途の効率化を図るとともに、免許人の負担が現状以下となる範囲であればこれに賛成しますが、活用の有効性に関する事前審査と事後検証を十分に行うべきと考えます。

また、国際的な周波数分配を審議する世界無線通信会議等への戦略的な準備、活動を国として対応していくためには、ノウハウやスキルを有する民間人を国の専門家として長期間任用する方策等についても、検討していくべきと考えます。



【意見の背景とねらい】

- ICT分野の産業活性化は、業界全体で推進していくことが重要。
- 電波利用料の性格、受益者負担の原則からも、活用拡大にあたっての条件として、効果的な活用となっているかどうかの検証は必須。
- WRCの会期(4年)を通じて担当する行政官は殆どいらっしやらない現状から、周波数の国際的割当のように国家戦略的な課題を専断的にかつ、中長期にわたって関係国のキーパーソンとの交渉を国の職員として対応することが重要なのではないか。

2-(2) その他電波利用料の活用に関する課題

納付手続きの簡素化

【提出意見】 電波利用料の一層の有効利用を図るための方策

①携帯電話端末等、特定無線設備による包括免許の仕組みは、地方総合通信局毎、工事設計毎の免許単位となっていることから、携帯電話事業者あたりの包括免許数も数十単位になります。しかし、実効的には電波利用料を課すための端末局数の把握・管理が主な目的となっています。

既に電波利用料の負担の仕組みにおいて、帯域専用料の考え方が導入されており、国内で1億局を超える携帯電話端末毎の負担方法が最も合理的かどうか、国と免許人の双方でより効率的な徴収・負担の仕組みについて見出すことが必要と考えます。改善の余地が見出せるようであれば、電波利用料の徴収・負担コストの削減に繋がるものと考えられます。



【意見の背景とねらい】

- 電波利用料徴収コストの全体最適化の観点での、納付事務処理方法の再考。
- 自営やアマチュア局を想定した納付通知書は、地方総合通信局単位に、免許の有効期限毎に郵送されており、お知らせ用パンフレット等も全てに同封されている。
- 特に携帯電話事業者等の大規模免許人の場合、相当数の郵送物が届いており、電子的な情報の授受方法等、効率化のための改善の余地について、双方で検討してみるべきではないか。

2. 電波利用料の活用等によるワイヤレスシステムの 高度化・普及の促進方策

2-(2) その他電波利用料の活用に関する課題

免許人による歳出の検証

【提出意見】 電波利用料の一層の有効利用を図るための方策

②電波利用料は、電波利用共益費の性格とされていますが、その活用実績について、電波利用料を負担している免許人（広くは間接的に負担している電波システム利用者）等による評価、チェックの仕組みが明確になっていません。電波利用料の一層の有効利用を図るためにも、免許人等からの意見や評価の仕組みを設けることについて、検討されることを希望します。



【意見の背景とねらい】

- 電波利用料の予算・執行は年度単位となっている一方、料額見直しは3年毎、使途の見直しは必要に応じて都度検討がなされているのが現状。
- 電波利用共益費として負担している免許人が、共益となっているか否かを自らが検証し、意見する機会は、現状において見当たらない。
- 行政事業評価の仕組み等を踏まえて、受益者負担の合理性を確認する場を設けていただくことで、電波利用料のタイムリーかつ有効な活用方策が見出せるのではないかと。

2. 電波利用料の活用等によるワイヤレスシステムの 高度化・普及の促進方策

2-(2) その他電波利用料の活用に関する課題

一般財源化反対

【提出意見】 将来的な一般財源化を含む使途の拡大についての考え方 等

電波利用料の制度は、電波利用共益費の性格を維持すべきと考えます。周波数オークションの導入にあたって取り纏められた「周波数オークションに関する懇談会」の報告書では、電波利用料との関係が明記されており、現在、国会にて審議中の周波数オークションの導入に向けた電波法の一部を改正する法律案では、電波利用料は共益事務費であることが前提と認識しています。また、電波利用料と周波数オークションの払込金の使途は、重複しないようそれぞれの趣旨・目的に則って適切に設定、運用されるべきとされています。

したがって、電波利用料の活用に関しては、周波数オークションの導入に係る法律案の審議状況を踏まえるとともに、電波利用と関係のない使途となる一般財源化については、その必要性、合理性等について十分検討すべきと考えます。



【意見の背景とねらい】

- 電波利用料の性格の見直しや、使途の一般財源化を図るのであれば、そもそも税の徴収方法の議論をすべきではないのか。

3. 周波数再編の強化のための方策

3-(1) 電波の利用状況調査の見直しについて

利用状況調査のタイムリーな反映・活用

【提出意見】 調査周期の短縮、調査手法・調査内容の見直し

現状の調査手法・調査内容は、免許人にとって特段の負担となっていないことから、引き続き維持されることを希望します。また、電波の利用状況調査に基づき見直し・公表されている周波数再編のアクションプランの公表時期に関し、周波数の有効利用が課せられている免許人にとって事業計画を策定する上でも、年間スケジュール等の形で予め案内がなされることを希望します。



【意見の背景とねらい】

- 免許された周波数の有効利用を図りつつ、事業計画を策定するためには、周波数の利用計画を中長期的に立案しているのが現状。
- 3年毎に実施される電波の利用状況調査に基づく「周波数再編のアクションプラン」は、重要な情報の一つであり、公表される時期が毎年定まっていることが望ましい。

あたらしい自由。

au